

検討会 設置要綱

平成31年4月9日制定 31戦戦総第87号
令和元年6月27日付 31戦戦総第248号

（名称）

第1条 本会は、「Society5.0」社会実装モデルのあり方検討会（以下「検討会」という。）と称する。

（目的）

第2条 検討会は、「Society5.0」の実現に向けて、専門家や業界団体等から多様な意見を聴取し、都が今後取るべき政策方針及び中長期的・大局的な視点から必要となる抜本的な施策の検討、取りまとめの基礎とすることを目的に設置する。

（組織）

第3条 検討会は、別紙の検討会メンバーをもって組織する。

2 座長は、メンバーの互選により定める。

（検討会）

第4条 検討会は、座長が招集する。

2 検討会は、必要があると認めるときは、検討会メンバー以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。

3 検討会の資料及び議事録については、原則として公開とし、座長が必要と認める場合に限り、その全部又は一部を非公開とすることができる。

（事務局）

第5条 検討会の庶務は、戦略政策情報推進本部戦略事業部総務課において処理する。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月26日から施行する。

附 則（令和元年6月27日付31戦戦総第248号）

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。